

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	信金法施行規則別紙様式第13号及び第13号の2自己資本比率の計表部分	新規制適用初年度における自己資本比率の「前期末」欄は、国際統一基準行と同様に、記載不要である旨を府令の附則で示していただきたい。 また、その際には、「前期末」欄を削除し、「当期末」欄のみ記載することでよいか確認したい(仮に「前期末」欄を削除できない場合は、当該欄の各項目に斜線を記載することでよいか確認したい)。	ご意見のとおり、府令の附則にて示しております。 「前期末」欄は削除せず、各項目の記載は、各金融機関の判断において、適切に表示していただければ構いません。
2	信金法施行規則別紙様式第13号の2第2 連結財務諸表連結貸借対照表(記載上の注意)(20)	未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の金額を注記することとしているが、会計基準変更時差異の未処理額は注記事項に含めないという理解でよいか(項番3のコメント参照)。 もし含める場合には、注記の記載を明確化いただきたい。	御指摘を踏まえ、会計基準変更時差異の未処理額を注記事項に含めることとし、規定を修正いたしました。
3	信金法施行規則別紙様式第13号の2第2 連結財務諸表連結貸借対照表(記載上の注意)(21)	「退職給付に係る負債(資産)」を算出するにあたり、「未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額」を考慮することとしているが、実際には、会計基準変更時差異の未処理額がある場合は同未処理額を踏まえて「退職給付に係る負債(資産)」を算出する必要がある。 したがって、(記載上の注意)(21)の表記を「未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を加減した額」にご修正いただきたい(会計基準変更時差異の未処理額の記載を追加しない場合、実際に算出した「退職給付に係る負債(資産)」の計数と整合性が取れない恐れがある)。	御指摘を踏まえ、規定を修正いたしました。